

橿原市公私連携法人候補者の選定方法及び採点基準

1. 評定者

橿原市公私連携法人指定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員により審査する。

2. 評価項目、評価基準及び配点

別紙「橿原市公私連携幼保連携型認定こども園（真菅北・耳成西校区）整備・運営に係る公私連携法人候補者採点基準」のとおり

3. 採点表

別紙「橿原市公私連携幼保連携型認定こども園（真菅北・耳成西校区）整備・運営に係る公私連携法人候補者採点表」のとおり

4. 評定方法

(1) 応募書類及びプレゼンテーションに基づく評定とする。

(2) 評定は各委員が評価項目ごとに整数で採点し、各委員の採点の合計点をその応募事業者の得点とする。

5. 一次審査の実施方法

提出された応募書類を基に応募条件の適否等について審査し、要件を具備している応募事業者を二次審査に参加させる。

6. 二次審査の実施方法

(1) 評定

ア 委員に対し、事前に提案書類を配布する。

イ 二次審査参加事業者は、委員に対しプレゼンテーションを行い、委員からの質疑に回答する。

ウ 委員は、提案書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、採点表に基づき評定する。

(2) 審査委員会における順位の確定

ア 得点集計（事務局）

イ 順位整理（事務局）

ウ 公私連携法人候補者の順位の決定

7. 審査結果の公表

公私連携法人候補者の順位の決定後、審査結果を二次審査参加事業者へ書面にて通知する。

檜原市公私連携幼保連携型認定こども園（真菅北・耳成西校区）

整備・運営に係る公私連携法人候補者採点基準

採点項目		評価の視点	参考に する様式	配点
1. 法人の姿勢 と財務状況	運営実績	・ 監査で重大な指摘を受けていないか。指摘や指示内容に適切に対応しているか。	様式4-1	10
		・ 自己評価や外部評価に積極的に取り組んでいるか。	～5-1	
	財務状況	・ 新たな施設運営に必要な経営基盤を有しているか。		10
	応募動機	・ 応募の動機に説得力があるか。	様式5-2	10
2. 全体計画	保育・教育理念	・ 公私連携施設であること、また檜原市就学前の保育・教育統一カリキュラム等を踏まえたものとなっているか。	様式6-1	20
	開園日等	・ 開園日や開園時間は、適正な提案であるか。	様式6-2	10
		・ 定員は、過大や過少に見込まれていないか。		
		・ 保護者の利便性を考慮した延長保育や一時預かりの設定になっているか。		
	職員配置等	・ 単に最低基準を準用するだけでなく、園児・職員共にゆとりを持たせられる考え方となっているか。	様式6-3	20
		・ 職員確保や人材育成について、明確な考え方はあるか。		
施設整備計画	・ 保育・教育の考え方を反映させた施設計画となっているか。	様式6-4	20	
	・ 将来の定員拡大への対応策として具体的な提案はあるか。			
	・ 近隣住民等や真菅北小学校の児童への周知や安全確保が十分検討されているか。また、渋滞緩和への対応策として具体的な提案はあるか。			
資金計画	・ 施設整備及び開設後の資金計画は適切な内容か。	様式6-5	10	
3. 園の運営	保育・教育計画	・ 檜原市就学前の保育・教育統一カリキュラム等の内容を踏まえ、園児の心身の発達に配慮した考え方が示されているか。	様式7-1	20
		・ 「自己肯定感・自尊感情」「他者への寛容なところ」「健やかな身体」を育むための具体的な考え方があるか。		
	支援等の	・ 公私連携施設として、支援・配慮を要する園児に対する	様式7-2	20

	考え方	取組みや、保護者への対応が具体的に示されているか。		
	公私連携	・公私連携施設として、本市と連携を強めていくための具体的な提案があるか。	様式7-3	10
		・三者協議会については、円滑な取組みが期待できるか。		
		・保育・教育等の内容の継承及び管理運営業務の引継ぎについて具体的な提案があるか。		
	給食及び食育	・給食提供においてアレルギーへの対策が示されているか。	様式7-4	10
		・給食の提供に工夫が見られるか。		
		・食育に関して、本市の取組みに沿ったものとなっているか。		
	安全対策等	・安全対策や危機管理体制が具体的に示されているか。	様式7-5	10
		・個人情報等の取扱いに十分配慮されているか。		
	保護者支援	・保護者に対する積極的な支援が約束されているか。	様式7-6	10
		・保護者に過度な負担を求めているか。		
	地域との連携	・小学校や地域等との連携を継続するとともに、発展させる意欲があるか。	様式7-7	10
		・地域の未就園児とその家庭に対する子育て支援事業について魅力ある提案がなされているか。		
配点合計				200

- ・各項目の評価はそれぞれ参考する様式の記述内容で判断し、他の様式に記載された内容は採点対象とはしない。
- ・各項目に対し評価を行い、配点の範囲で点数をつけ、合計点を評価点とする。
- ・各委員の応募事業者に対する評価点の合計点が最低基準点以上である応募事業者の中から、合計点が高い順に、候補者（第1位）、候補者（第2位）とする。
- ・最低基準点は、配点合計の60%×委員数とする。